

労働部門が切り離されない限り、効率的な運営は望めないという意見を表明していた。

旧状への復帰といっても、今回の措置によって旧労働省および旧公衆衛生・人口省がそのまま復原されたわけではない。新しい保健・社会保障省は、その名のとおり本来の公衆衛生、保健医療関係の業務のほかに、社会保障に関する業務をも担当することになる。事実、さる7月8日の閣僚会議で決定された諸大臣の権限分担によると、保健・社会保障相の権限下に置かれる部局は次のとおりである。1) 公衆衛生総局 2) 家族・老齢・社会保障総局 3) 疾病保険・社会保障金庫局 4) 施設局 5) 建築局 6) 薬局・薬剤中央部。この結果、保健・社会保障省は、旧社会省の人員の四分之三を傘下に収め、予算額では90%近くを占めることになるといわれる。

これに対し、労働・雇用・人口省は、本来の業務を担当する労働・雇用局と、かつては公衆衛生・人口省に所属していた人口・移住局を保持するだけである。旧社会省の統一的な総務・人事・予算局についてはその編成変えがまだ行なわれていない。

旧社会省の職員組合は、このような機構改革に関しブーランおよびフォンタネ両大臣に不安を表明した。両大臣はこれに対し業務には混乱を生じさせないことを保障している。

一方CGT（労働総同盟）は、社会省の新たな分離は、政府がこれまで数百万に及ぶCGT加盟員と、当事者である2万の公務員に与えていた、総体的な不満が表面化したことを

示すものであるとし、長期にわたるあらゆる業務のまひを予言している。

それはともかく、現在のフランスがかかえている社会問題は、失業問題をはじめどれひとつとしてたんなる行政機構改革などで片づくようなものでないことは事実である。

Le Monde, 8 Juillet 1969 その他

(平山 卓 国立国会図書館)

社会保障制度に関する ニクソン提案と反響

(アメリカ)



さる8月8日のテレビ演説で、ニクソン大統領はこれまで絶望視されていた、現行社会保障制度の大幅改革を呼びかける教書を発表した。

この新しい社会保障政策案は、彼の主唱する「新連邦主義」を基調としながら、民主・共和の両党の主張をも適当に盛り込んだもの

で、36年前の「ニューディール」以後、歴代のアメリカ大統領によって示された内政関係プログラムのうち、もっともドラスティックな改革を加えたものといわれており、現在、議会および国内のいたるところで論議を喚起している。

ニクソンの改革案は、すべてのアメリカ国

民が扶助を受ける境遇から抜け出て、納税者の側に参加することができるようにすることを目指しており、これはとりもなおさず、被扶助者、貧困労働者、納税者のすべてにとって、現行制度を公平にすることを目指すものでもある。すなわち、現行公的扶助制度の全面改革、総合的な職業訓練と就労計画、貧困戦争プログラムおよび経済機会局の改革、州および地方に対する連邦補助の現行形式の改革に関する今回の提案の基盤は、何と云っても、恒久的な慈善を施すことをやめて、全国民に公平な機会を与え、被扶助者のうち、働ける人びとに生産性の分担を公平に割り当てようとしていることである。しかし、この提案が具体化されるについては、巨額な経費を必要とするため、今後、どのような手直しを加えられるか、また、どのような形で立法化されるのかなど、関係者のみならず、全国民の関心を集めている。

公的扶助に関する提案

ニクソン大統領は現行の公的扶助制度を全面的に改正し、新しい家族扶助計画 **Family**

Assistance Plan を採択すべく提案している。

この提案が立法化されれば、被扶助者数はこれまでの倍以上となり、なかんずく扶助を受ける児童の数は3倍となり、初年度で連邦支出は約40億ドルの割増となることを見込まれる。被扶助者の割合は、だいたい国民9人のうち1人ということになるかもしれない。この提案では、これまでの成人に対する公的扶助の3種のカテゴリー（老齢扶助、盲人扶助、障害扶助）は、1人当たり月額65ドルの新しい連邦最低扶助基準に基づく単一のプログラムに整理統合される。そして各州はその上に独自の追加支給をすることができ、それに関する費用の大部分を連邦が分担することになる。すなわち、連邦扶助の給付額の50ドルまでは100%分担し、次の15ドルについては50%分担する。そして総額の25%を州が分担することとなり、この方式では連邦負担分は増すが、州および地方のそれは軽減されよう。

次に要保護児童のいる家庭への扶助 **A E D C**（公的扶助の全支出中、最大額を占め、とくに黒人層が増大している大都市で、被扶助人口が最も速い増加率を示しつつあるプログラム）は、新し

い家族扶助計画にとって代わられることになる。この新プログラムの適用対象は、要保護児童をもつ母親、父親が失業している家庭、および「働らく貧困者 **working poor**」に拡大されることになる。その結果、支出は多くの州で急上昇し、とくに南部およびその周辺地区において増大するであろう。このため、連邦政府は、国内のすべての被扶助家庭を対象とした「所得補充 **income support**」のための連邦最低給付基準を確立する。これは4人家族で月額1,600ドル、または1人当たり月額33.33ドルになろう。州はそれに加算することができ、いかなる場合にも給付基準から低減されることはない。就職したものについては、給付外所得60ドルまでは給付額を低減されることはないが、それを越える分につき、1ドルごとに50セントずつ低減される。ニクソン提案による家族扶助額の詳細は次表のとおりである。

連邦政府が扶助の最低基準額を全部分担するため、被扶助者の成人1人につき年約500ドル、児童は1人につき年約300ドルをそれぞれ連邦から扶助されることになる。10人

家族規模	連邦家族扶助額	扶助が停止される所得
2人(母または父と子ども1人)	1,000ドル	2,720ドル
3人(両親と子ども1人, または片親と子ども2人)	1,300	3,320
4人	1,600	3,920
5人	1,900	4,520
6人	2,200	5,120
7人	2,500	5,720

(註) 単身者または子どものない夫婦は連邦家族扶助を受けられない。

連邦家族扶助額の低減率 (例: 4人家族)

年 収	連邦扶助額	(註) 州の家族扶助額についての基準は未定。
720ドル	1,600ドル	
1,000	1,460	
2,000	960	
3,000	460	
3,920	0	

族では、連邦から年3,400ドルと州扶助の最高額を受けることになり、これは30年勤めた65歳以上の退職者の夫婦が、最高で年2,889ドルの年金を受けるのとあまりにも対照的である。

働らく貧困者には、連邦政府は「貧困基準」まで「所得補充」をする。ニクソン案によれば、4人家族で年収3,920ドルが扶助打

切り点になっている。なお、家族扶助対象者の収入では、週15ドル、年約720ドルまでは就労のための必要経費とみなす。また、政府から所得補充を受けている家庭は「医療困窮者」として別に医療扶助プログラムに基づく無料の医療を受けることができる。

さらに手続上の改正として、家族扶助の申請者は、自己の困窮度を簡単に所定の形式で記載すればよくなった。扶助は、家計調査なしに中央の連邦機関(おそらくは社会保障庁)から被扶助者に直接郵送されることになる。申請の不正を正すため、抜打ち調査が不定期に行なわれ、不正申請者は詐欺として起訴されることになろう。この扶助支給方法は、ケースワーカーの増員要求を押さえるものだというものもあるが、一方、新プログラムに基づき被扶助人口が急増するため、ケースワーカーの増員は不可避な問題だというものもある。

さて、ニクソン案は基本的には就労奨励令であるといわれる。すなわち、公的扶助の被扶助者はすべて連邦および州の職業紹介所に登録することを要求し、彼らが提供された仕事や職業訓練を拒んだら、彼らの扶助は打ち

切られるのである。政府はこれらの職業訓練に対して月額30ドルを支給する。また就職あるいは職業訓練に参加する母親たちの便を計るため、その90%を連邦財政で賄なう保育所を提供することになろう。ある政府役人は、就労奨励の効果はいつに保健・教育・福祉省の法律運用の手腕に依存すると語っている。

最近の“Social Security Bulletin”誌は、約19州(ほとんど南部およびその周辺部)は、新提案の連邦最低基準(1人当月額約33ドル)より少なく支給していることを明らかにした。そこで今回の提案は、南部の州に対する連邦資金の莫大な注入と、北部の州および都市の財政負担の削減を意味することになる。なお、新提案は、仕事や高い扶助額を求めての貧困者の州間移動を減少させるものと期待されている。

人力開発に関する提案

現在、政府は年間約30億ドルの予算を伴う多くの職業教育や職業訓練のプログラムをもっている。そのほとんどは労働省の所管プログラムであり、若干のものが私企業との協同

において運用されている。これらは怠惰な失業者や大都市のスラムに住む経済的に不遇な青年を対象としたものである。前述の家族扶助計画は、就労意欲を促進・助成することが主目的となっている。そしてそのためには、資格取得のみならず、高度な仕事につく機会を含めた有効な職業紹介・職業訓練が必要であらう。

結局のところ、政府は、一応、職業訓練プログラムが現在成功している州および地方に対して、今後いっそうの財政援助を約束することになろう。問題は、あまりにも多すぎる人力開発のための諸訓練プログラムの混乱である。この現行制度の混乱と硬直性を打破するために、新プログラムは、基本的には次の3つの事項——現行諸プログラムの整理および適格基準の平等化、連邦資金が労働者と産業界の要求に基づいて、人びとが最も望みかつ必要とする計画に使用されるための弾力的資金の流用、当該行政の州および地方への移管——を、実現するものでなければならないと、ニクソンは教書のなかで指摘している。なお、新プログラムは、このほかにも次の事

項を含むことが要求されている。

①就職希望者と職種を適合させるためのコンピューターを備えた雇用銀行の設立

②職業訓練に参加する公的扶助の被扶助者に対し月額30ドルの特別支給

③公的扶助の被扶助者に対する新しい訓練プログラムの開発

④現行 AFDC の被扶助母親に対し、大幅に拡大された保育施設の提供

当面、この分野における具体策としては、年間30億ドルの予算を伴う人力開発訓練プログラムにつき、その財政の80%を連邦が州および地方に対し援助することが要求されよう。

貧困戦争およびOEOに関する提案

昨年選挙キャンペーンの間中、ニクソン候補は、ジョンソン政権の打ち出した貧困戦争は完全に失敗に帰したと主張した。だが現在政府は、ジョンソン時代の貧困戦争プログラムのほとんどを続行する考えのもとに、年間10億ドルの予算を割り当てる腹つもりである(この間の事情の詳細については本誌第6号参照)。しかし当該プログラムを管理する経済機

会局OEOについては、漸次、機構改革を行ないつつも、貧困者に対する新計画を進展させるための「改新的」機関として存続していく方に向かっている。

貧困戦争プログラム中、就学前児童のための訓練プログラムである Head Start プログラムは現在、保健・教育・福祉省に委託され、勤労部隊プログラム (Job Corps) は、近隣青年部隊プログラム (Neighborhood Youth Corps) とともに労働省に移管されてしまった。OEOが以前から継続して管理に当たるものは、連邦財政で運営される約1,000の地方機関を有する地域社会活動プログラム (Community Action Program)、1,700人の法律家と850の法律事務所を有する貧困者向けの法律サービス・プログラム、近隣保健センター・プログラムおよびソーシャルワーカー・プログラムとして知られるVISTAなどである。

ニクソン大統領は教書のなかで、OEOの広範な目的、すなわち、機会を現実のものにするのを助成するだけでなく、より効果的なプログラムの開発、貧困の影響および原因の追求などをあげて、OEOがその任務を効果

的に果すべく、今後いっそうの再編成の検討を公約している。

州および地方に対する連邦補助に関する提案

この分野におけるニクソン提案は、いわゆる彼の「新連邦主義」構想を明確にしたものとして注目されている。

教書のなかでもニクソン大統領は、とくに最近顕著となってきた連邦政権の強大化を指摘し、彼の新連邦主義の構想、つまり、諸問題のよりよき解決のために、この最近の傾向を逆転させ、より多くの責任を州に戻すことを説いている。この地方分権化を確立させるため、これまでのプログラムごとへの連邦補助金交付の補助形式を改め、連邦歳入からその一部を直接州へ移管することを提案している。

しかしこの構想に関しては、賛否両論が激しく対立し、とくにニューディール以来中央集権化の方向を打ち出してきた民主党内の反対は根強く、新連邦主義構想は時代に逆行するものとして鋭い批判を浴びせている。

ニクソン提案の反響

提案の反響は、とくに公的扶助と連邦歳入の分配方式に関して大きな波紋が起きているが、両者は多少、ニュアンスの違った性質の反応を招いているようである。

政府内部で提案の支持者といわれる主な人びとには、保健・教育・福祉省の Robert H. Finch 長官、労働省の George P. Shultz 長官、都市問題に関する大統領補佐官の Daniel P. Moynihan および O E O の Donald O. Rumsfeld 局長らである。これに対し主な反対者は、Spiro T. Agnew 副大統領、大統領顧問の Arthur F. Burns 博士、David M. Kennedy 財務長官、Robert P. Mayo 連邦予算局長および経済諮問委員会々長の Paul W. McCracken らである。

Finch 長官は、公的扶助の被扶助者に「働らく貧困者」を含むか否かの点で反対派と袂を分かっているだけだという見方をし、Moynihan 氏は「貧困者への最低扶助の給付、彼らへの課税の禁止、彼らに収入を得る道を開発してやることなどが大統領の政策であ

り、このための自由な財源を州に援助することを保証した提案」であると歓迎している。

当面の反響は確かに複雑である。多くの州知事および市長は、州や地方自治体に自由な財政援助を約束するものとしてニクソン提案を歓迎したが、ロックフェラー知事は、連邦歳入の地方分配案について、ニューヨーク州のような工業州には不十分、不適切なものであることを主張している。新方式による恩恵は、もっぱら、財政難に苦しむ南部およびその周辺州にのみもたらされようといわれている。確かに新しい連邦最低扶助基準に基づく地方交付金制度は、これまで扶助額の低かった南部諸州の被扶助者にとって大きな恩恵であろう。

用途に規制を加えない地方交付金方式は、州権の強化を目指す保守派の考えを貫いたものとして、民主党内に反対の声が強いのは前述のとおりであるが、これと別に、この方式は無駄が多く、連邦負担が多過ぎるとして現行のプログラムごとへの連邦補助方式を Burns 博士は支持している。

いずれにせよ問題は第一に財源である。下

院の歳入委員長の Wilbur D. Mills は、現財政でこの財源調達はかなり困難であることを表明し、上院財務委員長の Russell B. Long は、拡大される新プログラムの処理のため、政府職員の大増員の要求を恐れると表明した。コネチカット州選出の Abraham A. Ribicoff 上院議員（民主党）は、ニクソン提案の最大の弱点は、就労を奨励しながらも私企業に何ら具体的に新職種を開発させないことだと語った。一方、公民権運動関係者らは、新最低扶助基準は現実生活にマッチしない低過ぎるものだと排斥している。

間近に迫った法案提出を前にして、プログラムの運営、食糧スタンプ問題、家族扶助の被扶助者に対する「安定した雇用」の提供などの重要部分について、政府は最終的検討を加えている。現段階で、確言できることは、ニクソン提案がもし採用されるならば、結果はさておき、アメリカ国内の政治的・経済的・社会的構造の大改革もたらされるであろうということである。

The Christian Science Monitor; The New York Times Weekly Review; U. S. News and World Report (藤田 貴恵子 国立国会図書館)

最近の社会保障の動向

(イギリス)



国民保健サービスの費用増大に伴う支出削減の一助として、義歯および眼鏡の患者負担の引上げ案と、1969年度予算で公約された国民保険の年金など、諸給付の引上げ案に伴う

拠出引上げ案の発表をめぐる政府と労働党内の内紛については、すでに本誌 No. 7 に紹介した。

その後、義歯および眼鏡の患者負担引上げ

問題の処理については、2カ月の冷却期間において7月初めに「国民保健サービスの器具料金規則」National Health Service Appliance Regulations が議会で提出された。しかし、増大する国民保健サービスの財源調達のために、これらの患者負担の引上げや新規措置案（たとえば、入院ベッドや顧問医の往診の料金など）導入の財政効果が僅少にとどまらざるを得ない以上、国庫負担に限度ありとすれば、拠出の強化（とくに使用者による拠出負担の増大）は必至とされるに至っている。

すなわち、イギリス医療保障において伝統的に堅持されてきた「保健サービス」から「医療保険」への方向を取らざるを得ないとする姿勢が打ち出されてきた。このことは、1972年から実施を予定されている「国民退職年金構想」——給付と拠出における所得比例方式の全面的導入による保険原則の貫徹——と合わせて、きわめて注目すべき動向といわざるを得ない。

また、年金など国民保険給付の引上げおよびこれに要する支出増大に伴う拠出引上げに関する国民保険法案は、予算発表に遅れるこ